

令和 5 年度施政方針及び提案説明書

はじめに

本定例会に提出しております議案のご説明に先立ちまして、令和 5 年度の市政運営に当たっての私の所信を申し述べさせていただき、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私にとりましては、来年度は任期の最終年度となります。

これまでの 3 年間、私は、市長就任間もなくにして猛威を振るい始めた新型コロナウイルス感染症が、市民生活や社会経済活動に様々な影響を及ぼすに至り、私の基本理念であります「市民のいのちと生活を守る」ことを最優先に、感染症対策の徹底と地域経済活性化に向けた各種支援策を、時機を逸することなく講じてまいりました。

一方で、本市の人口は、一昨年の出生数が 18 年前の合併以来最低となる 106 人を記録したほか、20 歳代の転出超過に歯止めがかからない状況にあり、本市にとって人口減少への対応は、待ったなしの最重要課題であります。

そこで私は、昨年 3 月に策定した第 2 次長門市総合計画後期基本計画におきまして、従来の 3 つの基本施策に加え、危機的な状況にある人口減少に対応するため、「しゅっさん・こそだて」を基本施策の一つとして位置付け、感染症対策の徹底と地域経済活性化との両立を図る一方、雇用につながる産業基盤の強化、並びに連動した子育て環境の充実を柱として諸施策を展開してきたところであります。

加えて本年度は、「市長と協働のまちづくりミーティング」を

はじめとする様々な機会を通じて、いよいよ間近に見えてきたポストコロナ時代を見据えつつ、人口減少に立ち向かうには、「いま何が必要で、何をしなければならないのか」、市民や団体、地域のお声を直接お伺いしてまいりました。

それらについて、施策効果や課題の検証をしっかり行った上で、「子育て世代に選ばれるまち」を目指し、誰もが「子育てしながら働けるまち」の実現に取り組むほか、若者にとって魅力的な働く場の確保に向けて、企業誘致活動をより一層充実強化してまいります。

そのため私は、自らの任期最後の集大成予算となる来年度当初予算の編成に当たりましては、改めて市民や関係団体等と一丸となった「フォア・ザ・ながと」で、「人口減少に立ち向かい、新たなステージへ導く」予算と位置付け、「市民目線のまちづくり」、「生活基盤の充実によるまちづくり」、「地域経済の活性化によるまちづくり」の3つを重点施策として、取り組んだところであります。

現在、国においては、感染症対策に万全を期すとともに、新しい資本主義を実現させるための「成長と分配の好循環」や、デジタル田園都市国家構想の実現、異次元の少子化対策の断行など、様々な新しい政策が進められようとしています。

また、県においても、人々の意識や価値観の変化、デジタル化や脱炭素化など社会変革に対応するため、新たな総合計画「やまぐち未来維新プラン」が策定され、安心して希望と活力に満ちた山口県の実現に向けた取組が進められます。

これら国や県の施策の方向性は、本市が推し進める重点施策と相通じるものでありますことから、それら施策を来年度当初

予算の編成に積極的に活用するとともに、より一層連携を密にしてまいります。

それでは、以下、予算編成につきまして、3つの重点施策を中心にご説明申し上げます。

1. 市民目線のまちづくり

はじめに、重点施策の一つ目「市民目線のまちづくり」についてご説明申し上げます。

健康、医療、福祉、教育、生活環境など、市民の皆様にとって身近で頼りがいのあるまちを実現するためには、先ほど申し上げたとおり、市民の皆様の声と地域の思いをしっかりお聴きした上で、真に必要な施策を進めていく必要があります。

そうした声や思いを直接、正面から向き合ってお聴きすることで、市民に寄り添った施策に反映できるよう、私は令和5年度も引き続き、各地域で「市長と協働のまちづくりミーティング」を実施してまいり所存であります。

そこで、まずは「小さな拠点づくりによる地域の活性化」についてであります。

まず、昨年度から議論を重ねてまいりました油谷地区小さな拠点づくりであります。様々ないただいた地区住民の皆様のお声をもとに、新たな油谷支所を現在地で建て替えるとともに、地区住民の交流・福祉の拠点となる複合施設を併設することを決定したところであり、西消防署と併せ、いよいよ来年度中の建設工事着手に向けて諸準備を進めます。

次に、仙崎公民館兼出張所ではありますが、現在進めております実施設計業務完了後に、現施設の隣接地にある旧青海島観光ホテル跡地において、新築工事に着手いたします。

さらに、国の進める山陰道延伸と県の進めるダム嵩上げという二つの大きなプロジェクトが同時進行する俵山地区のまちづくりであります。大羽山地区に加え、俵山温泉街の再生も含め、「住み続けたい」まちの創出に向けて、国や県のプロジェクトとの相乗効果を見据えながら、地域の皆様と一緒に基本計画の策定に取り組めます。

続きまして、その他の主だった事業についてご説明いたします。

過疎化が進む本市において持続可能な地域を創出していくためには、地域社会を広域で支え合うまちづくり協議会を核として、集落機能の再生に取り組むことが重要な手立てと考えております。

この取組をさらに推進していくため、今月オープンした、市民活動支援センター（愛称：市民サポートながと）を中核的支援拠点として、市民活動に関する情報の一元化やコーディネート機能の強化を図るとともに、地域の活性化に不可欠なリーダーやコーディネーターを養成する研修を充実させるなど、地域を担う人材の育成を強化してまいります。

次に、移住・定住施策につきましては、コロナ禍のもと、地方移住への関心がさらなる高まりを見せており、この好機を逸することなく、地域に若者を呼び込み、新たな活力を生み出すため、大幅な充実強化を行います。

まず、本市への移住相談者は、本市の豊かな自然環境を背景に、空き家バンクを入口として移住を検討されるケースが多く

見られることから、定住支援員を増員し、空き家の掘り起こしを強化してまいります。

また、空き家バンクを通じた移住の促進策として、新たに空き家所有者に対しては成約報奨金を、若者や子育て世代に対しては移住支援金を、それぞれ支給することといたします。

このほか、本年度創設した、市内の医療・福祉系事業所に就職した若者に対する奨学金の返還支援制度につきましても、要件を緩和し、この分野における専門人材のさらなる確保に努めてまいります。

また、市内周辺地区における地域課題の解決に向けましては、各支所長等が主体的判断で要望等に即応できる体制を継続し、それぞれの地区ごとに特色あるまちづくりを推進してまいります。

2. 生活基盤の充実によるまちづくり

次に、重点施策の二つ目「生活基盤の充実によるまちづくり」についてご説明申し上げます。

人生 100 年という超長寿社会を迎え、本市が住みたいまち、住み続けたいまちとして、各世代に選ばれるためには、生活の安全・安心が確保される生活基盤の充実が重要であります。そのためにも、本市ならではの豊かさと幸福を感じながら、将来に希望を持って暮らせるまちの創出に全力で取り組んでまいります。

そこで、まずは「子育て世代に選ばれるまちづくり」についてであります。

先ほど申し上げた「市長と協働のまちづくりミーティング」での子育て世代のご意見や市議会からのご提言を踏まえ、「切れ目のない一貫した子育て支援」に向けた取組を一層充実させることといたします。

まず、公立保育園における使用済みおむつの家庭への持ち帰りの慣例についてですが、早速来年度から家庭への持ち帰りを取り止め、各保育園で廃棄処分いたします。

次に、これからの長門市を担う子どもたちの健やかな成長を願い、出生時には市内対象店舗でおむつやミルクなどに交換できる「すくすく赤ちゃん応援券」を、小・中学校の入学時には「入学エール給付金」を、それぞれ支給し、子どもの成長段階に応じた経済的な支援を新たに行うことといたします。

さらには、学校給食の賄材料費の価格高騰分を引き続き公費で補てんし、保護者の負担を増やすことなく、これまでどおり質の高い給食提供を行うとともに、小学6年次・中学3年次の修学旅行にかかる経費の一部を補助することにより、すべての子どもたちが安心して修学旅行に参加できるようにいたします。

加えて、学校給食においては、引き続き、地域性豊かな食材の給食提供や、食材等に関する教材の作成・活用を行うことで、地産地消・食育推進の取組を一層充実させ、子どもたちの健やかな成長と郷土愛の醸成を図ってまいります。

このほか、子どもに安全で健全な遊び場の提供を進めるため、年齢や性別、身体能力などを問わないインクルーシブ遊具の導入を含め、市内にある公園等を年次的に再整備してまいります。

また、昨年、県が実施したヤングケアラー実態調査において、本市に、ヤングケアラーに該当すると思われる子どもの存在が認められたことから、そうした子どもに対する支援策として、まずは関係機関の職員を対象とした研修会の開催など、ヤングケアラーの早期発見や認知度の向上に努めてまいります。

次に、学校教育におきましては、ICT 機器の積極的活用を支援する体制の充実を図り、子どもたちの ICT 活用能力の向上に取り組むほか、ICT 機器を活かし校務を効率化することにより、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保し、質の高い授業づくりを通して、子どもたちの確かな学力の育成を図ってまいります。

また、新学習指導要領で教育的推進が求められているキャリア教育を長門みすゞ学園構想の柱の一つに加え、小・中学校から高校につながる一貫した仕組みを構築してまいります。

次に、児童・生徒が一日の大半を過ごす学校施設の老朽化が進んでいることから、教育環境の安全・安心の確保と質の向上を図るため、引き続き施設の整備・改修を計画的に進めてまいります。

さらに、全国的に議論が進んでおります中学校部活動の地域移行への対応につきましては、生涯にわたってスポーツや文化活動に親しむことができる持続可能な体制の構築を目指し、部活動改革推進協議会で検討してまいります。

続きまして、その他の主だった事業についてご説明いたします。

生涯健康で元気に暮らせるまちづくりについてであります。

新型コロナウイルス感染症との闘いは、発生後 3 年が経過し、これまで、たび重なる感染拡大の波に対して、その防止に全力で取り組んでまいりましたが、行動制限等が緩和される中、健康寿命の延伸のため、ポストコロナ時代を見据えた、さらなる健幸づくりに取り組んでいかなければなりません。

その中心となる「ながと健幸百寿プロジェクト」につきましては、来年度を最終年度としておりますが、山口県立大学や市内事業所、学校等との連携のもと、働く世代や子育て世代、健康への関心が薄い層の皆様にも、健幸づくりに気軽に参加しやすい機会を充実させ、まちぐるみで健康意識の向上を図ってまいります。

また、がん検診の受診率向上対策については、自己負担金の見直しに加え、新たにオンラインによる予約受付や、婦人がん検診において、県内他市の医療機関での受診について個別に対応するなど、検診をより一層受けやすい体制を構築してまいります。

さらに、専門医の確保など、地域医療体制の充実に向け、長門市医師会や市内の 2 次救急医療機関と引き続き連携して取り組んでまいります。

福祉施策については、市民が抱える複雑かつ複合的な課題や細かなニーズに対応するため、引き続き重層的支援体制による支援を進めてまいります。さらに来年度からは、市内各地区に配置している福祉エリア支援員を高齢福祉部門の傘下に置くことにより、介護、障害、子ども、生活困窮などの各分野において、アウトリーチなどを通じた継続的支援が、より一層行き届くよう体制を整備いたします。

併せて、成年後見や権利擁護制度についても周知に努め、さ

らなる利用促進に取り組んでまいります。

また、現代の社会問題の一つとなっているひきこもりへの対策を強化するため、孤立の解消や、高齢化に伴う親亡き後の生活困窮への対応など、ひきこもり当事者の社会参加の機会や居場所を提供するとともに、当事者や家族の相談にも柔軟に対応できる体制を新たに整備してまいります。

高齢者福祉の充実では、来年度が第9次高齢者健康福祉計画の策定年となっておりますことから、団塊の世代の皆様が令和7年には75歳以上に到達されることを念頭に、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図ることができる、新たな計画の策定に取り組んでまいります。

障害者福祉の充実では、来年度が第4期障害者プランをはじめとする主要計画の策定年であることから、多様化・複雑化する諸課題に適切に対応するとともに、障害のある人が自己選択、自己決定をし、生きがいを持って暮らせるよう、多機関が協働で取り組む基盤づくりを目指した、新たな計画の策定に取り組んでまいります。

また、既存のイベントを活用して、パラスポーツ体験などを包括連携協定企業の協力のもと、新たに実施してまいります。

次に、環境衛生の推進では、一般廃棄物の総排出量は減少傾向にありますが、引き続き、循環型社会の形成に向けて、3R（スリーアール）に対する意識の高揚を図り、さらなるごみの減量化とリサイクルの推進に努めてまいります。

また、SDGsにつながる食品ロスの削減に向けましても、周知・啓発・広報及び関連施策の充実に努めてまいります。

次に、交通弱者対策についてであります。

令和 3 年度に着手しました市内全域におけるデマンド交通の導入は昨年 10 月をもって完了し、市内における公共交通空白地域の解消を達成することができました。

今後は、それぞれの地域に適した移動手段を確保し、需要に応じた輸送資源を適正に配分していくことで、より利便性の高い交通体系となるよう改善を図ってまいります。

また、「JR の利用促進」についてであります。昨年、JR 西日本から、ローカル線の厳しい経営状況が報告され、本市を走る山陰本線・美祢線も、その例外ではありませんでした。

これまでも、市として、様々な利用促進の取組を進めてまいりましたが、今後は、さらに危機感を持って沿線自治体等との連携を強化し、特に、観光利用のさらなる促進に努め、路線の維持・存続に向け取り組んでまいります。

次に、災害に強い基盤の構築と防災体制の強化についてであります。

近年、豪雨や台風による甚大な被害が毎年のように全国各地で発生する中、これら自然環境の異変に対し、防災力を強化することは、行政の重要な使命であります。

そこで、市民の皆様に避難等防災情報を迅速かつ正確に伝える音声告知端末機について、市内全域への整備を本年度までに完了させたことから、本庁及び消防本部のセンター機器を更新し、安定した運用を図ってまいります。

また、平成 26 年度から 6 年間実施しました防犯灯 LED 更新事業により整備した機器が更新時期を迎えることから、防犯灯の更新を対象とした LED 化を支援し、地域における防犯灯の維持管理経費の負担軽減を図ります。

次に、河川浚渫につきましては、国の「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」に基づき近年の頻発化・激甚化する水災害に対応するため、河川における河道掘削を行い、河川の氾濫防止、並びに機能回復を図ってまいります。

また、道路、橋梁の老朽化対策につきましては、道路の計画的な舗装工事に取り組むほか、橋梁では、琴橋をはじめ５橋の補修工事を行うほか、119橋の点検を実施してまいります。

次に、消防用車両等につきましては、更新計画に基づき、常備消防では災害対応特殊救急自動車を、非常備消防では小型動力ポンプ積載車等を、それぞれ更新いたします。

さらに、消防団機能の充実強化のため、引き続き団員の確保と資器材の整備等を図ってまいります。

３．地域経済の活性化によるまちづくり

最後に、重点施策の三つ目「地域経済の活性化によるまちづくり」についてご説明申し上げます。

私は、本市喫緊の課題である少子化や若い世代の転出超過を抑制するためには、冒頭申し上げましたとおり、若者にとって魅力的な働く場の確保が必要であると考えております。

そのためにも、公と民のしっかりした連携のもと、「未来を担う若者が輝くまち」の実現に向け、地域経済の活性化に全力で取り組んでまいります。

そこで、まずは「企業誘致による地域経済活性化」についてであります。

若者が活躍する産業づくりに取り組むためには、10年先を見

据え、市内産業の特徴を活かしながら、若者に選ばれる職場の創出が何より重要であります。

そのため私は、自然災害の影響を受けにくい本市の地勢的な強みを活かしながら、本年度構築を終えた次世代型の超高速通信にも対応できる光ブロードバンド環境を追い風に、第一次産業から第三次産業までのあらゆる分野を対象に、企業誘致活動を積極的に進めることといたしました。4 月からは企業誘致部門を課に昇格させるとともに、企業進出の動機付けとなる企業立地奨励金の交付を行う期間を拡大する条例改正案を本定例会に提出しているところであります。

まず、「IT 関連企業等集積拠点施設の整備」についてであります。都市部に集中しております情報通信関連企業等の誘致を積極的に進め、地元中小企業との有機的なつながりを強化し、新たな雇用を創出させながら、市内産業全体の「稼ぐ力」の底上げを図りたいと考えております。

令和 3 年度に実施した委託調査によりますと、福岡県内の IT ベンチャーで、長門市に拠点施設があれば具体的な入居を検討したいと回答された企業が複数社ありましたことから、それを受け、本年度、市内全産業の方のご意見を踏まえ、「IT ベンチャー企業誘致戦略」を策定したところであります。

これらを踏まえ、国の新たなデジタル田園都市国家構想交付金を活用しながら、IT ベンチャー企業の集積拠点となる新たな施設の整備を三隅地区で行うこととしました。まずは来年度から基本設計に着手し、令和 7 年度中の施設完成を目標に、計画的に事業を進めてまいります。

また、後継者や担い手の不足から宿泊客、入湯客の減少が続いている俵山温泉について、地域全体の活性化を目指し、温泉街、地域、金融機関等が連携し、良質な温泉資源を活かした観

光需要の掘り起こしと持続可能なビジネスモデルの構築に取り組みます。

加えて、本年度から取り組んでおりますクラウドファンディングを活用した「若者起業家支援事業」につきましては、これまで本市にはなかった新たな職種が誕生したところであり、来年度は、地域課題の解決につながる事業に着目し、新たな起業家の育成・支援に努めてまいります。

続きまして、その他の主だった事業についてご説明いたします。

「特徴的な産業の育成」を推進する方策の一つである「ふるさと応援寄附金」につきましては、本年度は年末までに、5億円を超える寄附金が全国各地から寄せられており、引き続き好調を維持しております。

本年度は「PayPay 商品券」の導入と併せ、長門市 PR 大使「ながとフードアンバサダー」のタサン志麻さんと連携し、新たなふるさと納税の返礼品を設定しましたが、来年度も、「ふるさと納税」の取組拡大を通じ、地場製品のさらなるプロモーションを進めてまいります。

次に、商工業の振興についてであります。

まず、中小事業者への支援につきましては、コロナ禍における諸物価の高騰など、先行きの不安感が一向に解消されない中にあっても、懸命に努力されている事業者の皆様に対し、引き続き時々の経済情勢に応じた有効な対策を、時機を逸することなく講じてまいり所存であります。

また、長門市駅周辺地区の活性化に向けましては、昨年末、いよいよ駅南口の旧ウェーブ等跡地一帯の民間事業者による再

開発が始まり、これを契機として、「長門市駅周辺地域活性化事業に係る事業協力に関する協定」を関係事業者との間で締結したところであります。

今後は、長門商工会議所とのさらなる連携強化・事業支援により、地域一体としての価値を高めるほか、協定締結事業者に業務上のノウハウや経営戦略を最大限発輝していただくことで、さらなる企業進出やそれに伴う雇用の増加、ひいては若者の転入増加などにつなげ、にぎわいの再生に努めてまいります。

さらに、強化すべき産業基盤としては、道路の整備も欠くことができません。

山陰道につきましては、国土強靱化や救急医療支援のためにも必要不可欠な社会基盤であります。

俵山・豊田道路につきましては、木津地区において、本年度からトンネル工事に着手しております。

また、計画段階評価手続き中の「三隅・長門間」については、昨年7月に、これまで強く要望しておりました仙崎地区へのアクセス性を重視した中間 IC 設置を含んだ全線バイパスルート帯が国から示され、県により都市計画決定がなされたところがあります。

今後とも、早期事業化を目指し、引き続き公民一体となった要望活動を展開してまいります。

次に、農林水産業における生産基盤の確保・強化についてであります。

私は、農林水産業の振興につきましては、最重要課題である「担い手の確保・育成」及び「所得の向上」に向けて、民間企業が有する先進性や稼ぐ力を活用しながら、新たな産業体系を構築し、持続可能で稼げる成長産業に押し上げなければならないと考えております。

まず、農業分野では、「未来農業創造協議会」を核として、スマート農業の推進、担い手の確保・育成、新規ブランド化を含めた農産物の販路拡大、農産物の高付加価値化を目指す有機農業等の推進の4つを柱に、各種施策を展開し、若者が参入しやすい就業環境の構築や、民間企業の有する知見・ノウハウを活用した新しい農業体系の確立を促進してまいります。

そこで、その実証実験の舞台とするべく、農業振興公社「アグリながと」のさらなる機能拡充を図り、担い手の育成はもとより、スマート農機具など先端技術の導入による新しい生産体制の確立に向けた取組を推進してまいります。

畜産分野では、本年度中に策定予定の中長期的な基本計画となる畜産振興計画に基づき、効率経営や生産拡大に資する生産基盤を構築してまいります。

また、近年減少傾向にある、長門産和牛の飼養規模の維持・拡大に向けて、新規就農者の確保・育成に努めるとともに、生産農家の飼養環境の改善やニーズ等に対応するキャトルステーションについて、新たに「アグリながと」を事業主体とした運営を開始し、技術習得の場を兼ねた地域内一貫生産体制の確立に取り組み、本市のブランド牛である「長州ながと和牛」の生産強化につなげてまいります。

林業分野では、地域林業の司令塔「リフォレながと」を核として、森林の集約化、間伐や主伐・再造林による森林資源の活用や、自伐型林業家や育苗農家など森林の多様性に対応した担い手の確保・育成に努め、林業の成長産業化を推進してまいります。

水産分野では、海の再生機能を取り戻すための藻場の造成を

はじめ、安定的な魚介類を出荷・提供できる定置網漁業の推進や、養殖漁業など「育てる漁業」による生産力の回復に努めるとともに、資源を守りつつ適正な漁獲を行う「管理する漁業」と連携した取組によって資源増大を図り、次世代の担い手のための持続可能な漁業を推進してまいります。

次に、地域資源連携による観光地ブランドの深化についてであります。

本市の観光産業は新型コロナウイルスの感染拡大により甚大な影響を受けているため、観光需要の早期回復と飛躍に向けて、新たな観光振興の取組を重点的に行っていく必要があります。

まず、市内への誘客促進として、**JR** 新山口駅と山口宇部空港からの直行バスを引き続き運行するほか、昨年から運行を開始した関西圏と福岡市からの高速バスを利用する観光客の増加に向けた情報発信を行うとともに、三次交通対策として、新たにレンタカーを利用した観光旅行者の市内周遊の促進により、観光関連事業者等への波及効果を目指してまいります。

また、海外からの入国者に対する規制緩和を好機と捉え、東アジア諸国をターゲットとした旅行商品を積極的に売り込み、インバウンド誘致を重点的に進めてまいります。

加えて、昨年、本市と下関市、美祢市の3市域で認定を受けたジャパンエコトラックルートを活用したアウトドアアクティビティの充実を図るほか、本年度中に策定予定のアウトドアツーリズム推進計画に基づき、案内拠点整備の検討を進めてまいります。

さらに、着地型観光メニューの充実や情報発信の強化を目的に、市内の観光案内看板をリニューアルし、市内における観光客のさらなる周遊促進と満足度向上を図ってまいります。

このほか、「JAL 向津具ダブルマラソン」や「ながとブルーオーシャンライド」など大規模スポーツイベントを引き続き開催するとともに、スポーツ合宿についても、本市の豊富な観光資源を積極的に活用した誘致を図ることで、市内における宿泊者数の増加につなげてまいります。

観光施設については、公衆トイレの洋式化を年次的に進めるとともに、老朽化する温泉配湯設備の更新を図るなど、観光客の満足度と観光地の質の向上を進めてまいります。

また、スケールメリットと個性ある各施設の相乗効果を図るため、指定管理者制度を導入したルネッサながとをはじめとする文化 5 施設について、経年劣化等に対応した施設改修を進めるほか、金子みすゞ生誕 120 年記念事業の実施や、「海」をテーマにした 5 館連携企画の開催など、積極的な情報発信を進めてまいります。

最後に、成長につながるデジタル技術の導入についてであります。

デジタル化の推進については、誰もが、いつでも、どこでも、デジタル化の恩恵を享受できることが重要であり、デジタル技術を活用した地域課題の解決と新たな価値の創造により、持続可能な地域づくりを着実に進めてまいります。

特に「行政」「しごと・暮らし」の二面におけるデジタル化施策を柱に、市政各分野において取組を展開してまいります。

まず、行政のデジタル化では、行政サービス向上の観点から、マイナンバーカードの普及を促進した上で、行政手続きのオンライン化を推進し、「書かせない」「待たせない」スマート市役所の構築に取り組みます。

これに加え来年度は、スマートフォンで 24 時間 365 日手続きが可能となる「スマホ市役所」の実現に向けて、子育てや介護等幅広い分野における行政手続きのオンライン化を加速させます。

また、しごと・くらしのデジタル化では、市内全域において、デジタル技術を活用した生産性の向上や新たなビジネスモデル・サービスの創出を支援するとともに、デジタル関連企業の誘致や、デジタル人材の育成に努めてまいります。

なお、高齢者などデジタル技術に不慣れな方が、身近な場所でデジタル機器の使用方法を学べるよう、スマホ教室を公民館等で本年度以上に開催するなど、誰一人取り残されないデジタル化の実現に全力で取り組んでまいります。

以上、3 つの重点施策を中心に、予算編成についてご説明申し上げます。

これらの結果、議案第 8 号にかかる令和 5 年度一般会計予算の総額は、前年度当初予算に比べ、13 億 2,100 万円、6.8 パーセント増の 206 億 1,300 万円となったところであります。

一方、歳入予算については、市税収入について、令和 5 年度から都市計画税の新たな課税が廃止されるところですが、新型コロナウイルス感染症によって傷んだ市内の経済情勢が、消費活動や生産活動において緩やかに回復していることによる市民税の増に加え、ポストコロナ時代を見据え観光客数の増が期待でき、入湯税の増も見込まれることから、市税全体では、前年度当初予算に比べ 1 億 924 万 3 千円、3.2 パーセント増の 35 億 1,189 万 6 千円を計上しております。

また、地方交付税については、前年度当初予算と同額の 84 億円を計上するとともに、繰入金について、25.3 パーセント増の

12 億 6,003 万 4 千円を見込んでおり、その内訳の主なものとして、財政調整基金繰入金で、対前年度 2 億 5 千万円、39.7 パーセント増の 8 億 8 千万円を計上しております。

最後に、市債については、仙崎公民館の建設が本格的に始まることから、対前年度 7 億 2,280 万円、101.9 パーセント増の 14 億 3,180 万円を計上しております。

以上が、議案第 8 号にかかる令和 5 年度一般会計予算の概要であります。

次に議案第 9 号から議案第 12 号までは、令和 5 年度特別会計に関するものであり、その予算規模は、国民健康保険事業特別会計ほか 3 会計を合わせ、総額 102 億 6,286 万円となっております。

議案第 13 号及び議案第 14 号は、令和 5 年度公営企業会計予算に関するものであり、水道事業会計の予算規模は、収益的支出で 6 億 8,097 万 3 千円、資本的支出で 6 億 7,801 万 5 千円となっております。

また、下水道事業会計の予算規模は、収益的支出で 17 億 2,336 万 5 千円、資本的支出で 14 億 4,909 万 3 千円となっております。

次に、議案第 1 号から議案第 7 号までは、令和 4 年度の各会計にかかる補正予算に関するものであります。

議案第 1 号は、令和 4 年度一般会計補正予算であります。

今回の補正予算は、国の補正予算の成立等に伴い、新年度に前倒して実施することが可能な経費について所要の補正を行うほか、歳入歳出ともに年度内の執行見込額等を勘案し現計予算

との調整を行うもので、補正予算の総額は、6 億 5,913 万 5 千円の減額となり、補正後の予算規模は、212 億 9,748 万 5 千円となっております。

その主な内容としては、中学校施設改修事業や地籍調査事業など、国の補正予算に関連する事業を前倒して実施するほか、各事業における入札減や執行見込み等に伴う予算調整を行っております。

このほか、俵山多目的交流広場指定管理料等について債務負担行為の追加を行うとともに、繰越明許費として、年度内の事業完了が困難な 30 事業について、翌年度に繰り越すための措置や繰越額の変更を講じております。

一方、歳入予算については、歳出との関連において国庫支出金及び県支出金を減額するほか、市税において調定額の変更に伴い 1 億 1,298 万 9 千円を増額し、加えて財政調整基金繰入金、地域活性化基金繰入金を取りやめ、繰越金を追加計上しております。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、対象となる事業の実績に伴い財源更正を行っております。

議案第 2 号から議案第 7 号までは、令和 4 年度各特別会計補正予算及び令和 4 年度公営企業会計補正予算であります。

今回の補正予算は、国民健康保険事業特別会計ほか 3 会計において、いずれも歳入歳出ともに年度内の執行見込額等を勘案し現計予算との調整を行うものでありますが、国民健康保険特別会計においては、将来の財源不足に備え剰余金を国民健康保険基金に積み立てることとしております。

また、公営企業会計では、水道事業会計において、大河内川ダム建設にかかる負担金を増額するための予算を計上し、下水道事業会計において、前年度繰入金の精算にかかる予算を計上

しております。

議案第 15 号は、令和 5 年度一般会計補正予算であります。

今回の補正予算は、令和 3 年の衆議院議員総選挙を巡る「1 票の格差」訴訟で、本年 1 月 25 日に最高裁判所大法廷が「合憲」との判断を示したことで、衆議院山口県第四区選出議員補欠選挙が、本年 4 月 23 日に急きょ執行されることとなったことから、所要の補正を行うものであり、補正総額は、2,260 万円、補正後の予算規模は、206 億 3,560 万円となっております。

また、歳入予算につきましては、県支出金をもって措置しております。

議案第 16 号は、情報公開条例の一部を改正するものであり、個人情報保護に関する法律の改正に伴い、不開示情報の規定のうち個人に関する情報について、所要の改正を行うものであります。

議案第 17 号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するものであり、本市における個人番号の独自利用及び特定個人情報の情報連携を行う事務に「生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護に関する事務」を追加するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 18 号は、報酬及び費用弁償条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものであり、地方公務員法の改正に伴い、条例において引用する条文等の整理を行うものであります。

議案第 19 号は、証明等手数料条例の一部を改正するものであり、建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令等の改正に伴い、市で取り扱う関連事務にかかる手数料について所要の改正を行うものであります。

議案第 20 号は、使用料徴収条例の一部を改正するものであり、産業廃棄物最終処分場の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 21 号は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであり、国が定める基準の改正に伴い、家庭的保育事業者等における児童の安全確保に関する計画の策定にかかる規定の制定など、所要の改正を行うものであります。

議案第 22 号は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであり、国が定める基準の改正に伴い、放課後児童健全育成事業者における児童の安全確保に関する計画の策定にかかる規定の制定など、所要の改正を行うものであります。

議案第 23 号は、子ども・子育て会議条例の一部を改正するものであり、こども家庭庁設置法等関係法令の改正に伴い、同法を引用する条文等について所要の改正を行うものであります。

議案第 24 号は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであり、こども家庭庁設置法等関係法令の改正に伴い引用条文を改正するほか、民法等の改正に伴い懲戒権にかかる規定を改正するなど所要の改正を行うものであります。

議案第 25 号は、国民健康保険条例の一部を改正するものであり、健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金を 40 万 8 千円から 48 万 8 千円に引き上げるほか、国民健康保険料の賦課額にかかる賦課限度額引き上げ及び軽減措置の所得判定基準について所要の改正を行うものであります。

議案第 26 号は、企業立地促進条例の一部を改正するものであり、事業所の設置により新たに雇用された者の取扱いを一部見直すとともに、企業立地奨励金の交付を行う期間を 3 年から 6 年に拡大することから、所要の改正を行うものであります。

議案第 27 号は、特定公共賃貸住宅条例の一部を改正するものであり、特定優良賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅の入居者資格等を追加することから、所要の改正を行うものであります。

議案第 28 号及び議案第 29 号は、令和 5 年 3 月末をもって指定管理期間が満了する 1 施設及び指定内容に変更の生じる 1 施設について、それぞれ指定管理者を指定することから、議会の議決を求めるものであります。

議案第 30 号は、市道小河内公園線を延伸する変更を行うことについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 31 号は、やまぐちけんしちょうそうごう じ むくみあい山口県市町総合事務組合の加入団体から 1 団体を脱退させ、また、2 つの事務につき共同処理する団体を追加することに伴い、当組合の規約を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 32 号は、山口県市町総合事務組合^{やまぐちけんしちょうそうごう じ むくみあい}で行う退職手当支給事務を共同処理する団体から 1 団体が離脱することに伴う財産処分について、議会の議決を求めるものであります。

議案第 33 号は、令和 4 年度一般会計補正予算に関する専決処分の承認についてであります。

本議案は議案第 15 号でご説明しました衆議院議員補欠選挙に関連するものであり、選挙の執行が急きょ決定され、令和 4 年度においても補欠選挙にかかる準備が必要となるため、令和 4 年度一般会計予算の専決処分を行ったことから、議会の承認を求めるものであります。

併せて、選挙ポスターの掲示場にかかる設置及び撤去業務について債務負担行為を設定しております。

なお、歳入については、県支出金及び繰越金をもって措置しており、補正後の予算規模は、219 億 5,662 万円となっております。

議案第 34 号から議案第 41 号までは、人事案件に関するものであります。

議案第 34 号から議案第 39 号までは、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。現委員 6 名の任期が本年 5 月 15 日をもって満了することから、引き続き現委員であります伊藤正典氏^{いとうまさのり}及び永尾敏明氏^{ながおとしあき}を、また新たに、河内浩己氏^{こうちひろみ}、行實^{ゆきざね}信一氏^{しんいち}、宮垣清久氏^{みやがききよひさ}及び吉村典和氏^{よしむらのりかず}を委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案第 40 号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。現人権擁護委員であります中尾努氏^{なかおつとむ}の任期が本年 6 月

30 日をもって満了することから、その後任として三輪和明^{み わ かずあき}氏を候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

議案第 41 号は、教育委員会委員の任命についてであります
が、古屋正次^{ふるやまさつぐ}教育委員の任期が本年 5 月 18 日をもって満了することから、引き続き同氏を教育委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、人事案件にかかる各候補者の御経歴は、議案参考資料のとおりであります。

以上、施政方針及び提出議案の概要について、ご説明申し上げます。

何とぞ、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。